

資料3

弁理士制度の見直しについて

平成25年9月19日

日本弁理士会

目 次

- I.弁理士制度見直しに向けた基本的な考え方
- II.弁理士・日本弁理士会の社会的使命・役割の自覚
- III.弁理士試験制度の見直し(弁理士の資質向上)
- IV.弁理士研修制度の見直し(弁理士の資質向上)
- V.弁理士の業務範囲の見直し
- VI.秘匿特権の明確化
- VII.一人法人の設立(必要性)
- VIII.利益相反の見直し
- IX.弁理士会自治の一部拡充
- X.非弁行為への対応

I. 弁理士制度見直しに向けた基本的な考え方

1. 弁理士制度見直しの社会的背景

○ グローバル・ネットワーク化の進展 (①、②、③、④)

グローバル・ネットワーク化の進展に伴い、国際競争が激化し企業の経営環境は著しく変化している。

企業は、研究開発拠点、製造拠点、モノ・サービスの提供市場をグローバルな視野で選択している。



○ 企業の国際競争力の強化

企業が国際競争を勝ち抜くためには、競争力の強化が不可欠。

- ・常に競争力の高いモノ・サービスの提供 (①)
- ・(大企業だけでなく)国際市場で活躍できる中小企業の育成 (①)



<知的財産の側面>

○ 付加価値の高いモノ・サービスの提供 (知財の有効活用)

競争力の高いモノ・サービスには、付加価値のあるモノ・サービスの創出と知財の有効活用が必要である。

- ・技術の複合化への対応
- ・知財の総合化への対応 (特許・意匠・ノウハウ・著作権等の組合せ) (②、③)
- ・国内外での権利取得への対応 (③、④)

○ 模倣品・海賊版対策

競争力の維持・強化には、模倣品・海賊版への対処が不可欠である。 (③、④)

- ・侵害品の排除
- ・現地企業との交渉 (ライセンス等)

○ グローバルな視野に立つ知財戦略を備える中小企業の保護・育成

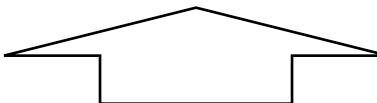
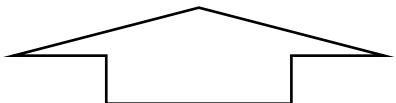
中小企業は限られた資材(人材・資金)を最大限活用し、大企業とも対抗できる知財戦略が必要である。

2. 弁理士の社会的役割と弁理士制度見直しの視点

○ 弁理士への期待(多様化・高度化するユーザーニーズ)

知的財産制度の担い手である弁理士には、グローバル・ネットワーク時代の企業活動を支えるため、従来の知財専門サービスを、次の視点で強化・拡充することが期待されている。

- ・知財を総合的・戦略的にハンドリング (②, ③)
- ・海外の知財システムに精通 (①, ②, ④)
- ・中小・ベンチャー企業に対する各種支援事業の有効活用 (④)
- ・技術者・経営者への知財マインドの醸成 (①)
- ・現地代理人とのネットワーク形成 (①, ③)



◆ 弁理士・弁理士会による取り組み強化の基盤整備

弁理士や日本弁理士会が、弁理士の社会的役割を自覚し、社会からの期待に応えるべく、自らの取り組みを今まで以上に積極的に強化・拡充するために基盤整備が不可欠である。

- ・弁理士・弁理士会の社会的使命・役割の自覚
- ・弁理士研修の見直し(弁理士の資質向上)
- ・弁理士会の自治の一部拡充

◆ 国等による制度的な環境整備

国民が国内外において知財を総合的・戦略的に活用するのを支援するため、弁理士が提供する知財専門サービスを国民が安心して享受できるように、制度的な環境整備を行う。

また、弁理士がユーザーに対して社会的役割を十分にかつ継続的に果たすためには、弁理士の経営基盤の強化が不可欠である。

・弁理士の業務範囲の見直し

- ・弁理士試験の見直し(弁理士の資質向上)
- ・秘匿特権の明確化
- ・利益相反の見直し
- ・一人法人の設立
- ・非弁行為への対応

①「日本再興戦略」、②「知的財産政策に関する基本方針」、③「知的財産推進計画2013」、④自由民主党「知的財産戦略調査会の10の提言」

1.これまでの弁理士・日本弁理士会の社会的役割

○ 弁理士とは

- 弁理士は、知的財産制度に係る業務を専門とする我が国で唯一の国家資格である。
- 弁理士資格を取得するには、知的財産制度に係る主な法令に関する試験に合格し、所定の実務に関する研修を修了することが必要である。
- 弁理士には法律上、特許出願等の産業財産権取得に係る主な手続業務が専権業務として規定され、知的財産制度に係る多くの業務が標榜業務として規定されている。

○ 日本弁理士会とは

- 日本弁理士会は、弁理士に強制加入が義務付けられた我が国唯一の専門家集団である。
- 日本弁理士会には、法律上、弁理士を指導・監督することが義務付けられている。

2.多様化・高度化するユーザーニーズに対応する責務

弁理士には、多様化・高度化するユーザーニーズに積極的に対応することが求められる。そのためには、以下のような多方面に渡る弁理士の尽力が必要である。

- 知財を総合的・戦略的に活用するまでの問題解決能力の担保(スキル向上)
- 内外国の法令・制度への精通
- 知財制度の啓発・普及に係る使命感の醸成
- 国内外又は、士業間の人的交流の促進
- 国・機関等が進める各種支援活動(中小企業支援、海外現地支援等)への協力
- 我が国の知財システムを海外に普及するための人的支援(知財専門サービス提供者の育成)

3. 弁理士・日本弁理士会が自ら積極的に取り組むための環境整備

- 弁理士が自らの社会的役割を自覚し、自らの取り組みを強化・拡充すること
 - 弁理士が自らの社会的役割を自覚し、自身の知財スキルの向上や中小・ベンチャー企業支援・育成等に自ら積極的に取り組むよう促すためには、弁理士が国家資格として知的財産制度を担う中核的存在であり、高い社会的使命があることを、弁理士法に明記し、弁理士を含め国民の共通認識することが重要である。
- 日本弁理士会は弁理士の取り組みを支援するための環境整備を図ること
 - 日本弁理士会は、弁理士が自らの取り組みを支援するため、さらには、弁理士という知的財産の専門家集団であることを自覚し、弁理士への研修機会の拡充、海外の弁理士団体との連携強化、隣接事業間の連携強化、セミナー・相談事業などによる中小企業への知財マインドの醸成、学校教育機関などへの知財マインドの醸成、そして世界の知的財産制度の発展のためリーダーシップを発揮することが重要である。
- 日本弁理士会の自主的活動を活発化させるための環境整備
 - 日本弁理士会が自らの意思で支援事業などの多様な活動を迅速に実施するため、日本弁理士会の自主的活動を活発化するためのよりどころを定めることが重要である。

弁理士法に弁理士の使命条項を明記するべき

1. 弁理士が提供する知財専門サービスを国民が安心して享受できる試験制度、企業のグローバル活動に対応する能力を考慮できる試験制度の構築

国民が、弁理士が提供する知財専門サービスを安心して享受できるようにするために、弁理士試験合格者の質的な充実を図る。また、企業のグローバルな事業展開をサポートするため、条約に関する試験内容を充実させる。

2. 短答式・論文式・口述試験の各特性を生かした試験制度の再構築

[短答式試験]

- ・弁理士活動を行うのに必要な基礎的知識と基本的理解力を幅広く考慮する。
- ・問題数(現行60問)を増加し、条約の出題数(現行10問)も増加する。
- ・科目別の合格基準点制を採用し、受験者の幅広い知識・理解力を考慮する。

[論文式試験]

- ・法律について適切な理解力を有しているかどうか、事実に基づいて法律を適用する論理的な思考能力、判断能力、問題解決能力が備わっているかどうかを判断する。
- ・条約を単独の試験科目とする。

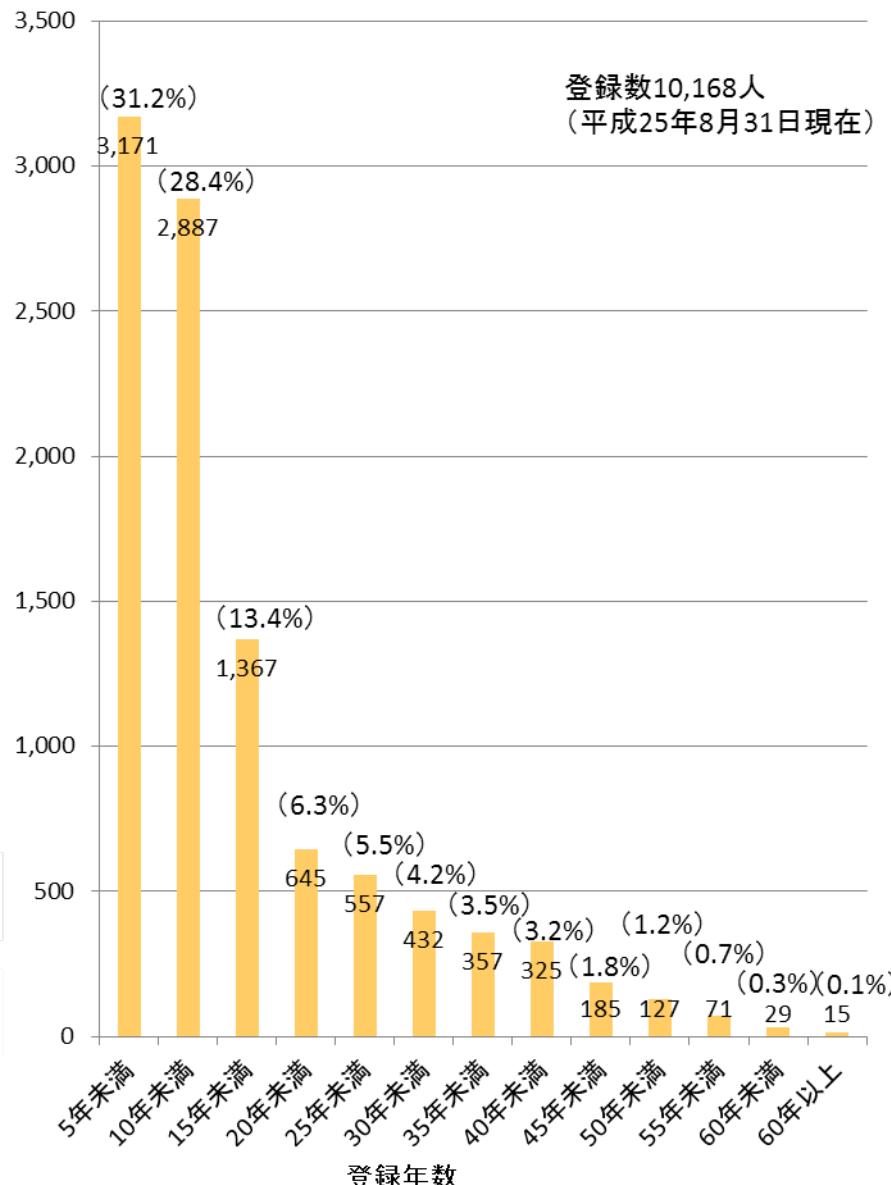
[口述試験]

- ・応用力、コミュニケーション能力、弁理士としての品位や職責について考慮する。
- ・条約を単独の試験科目とする。

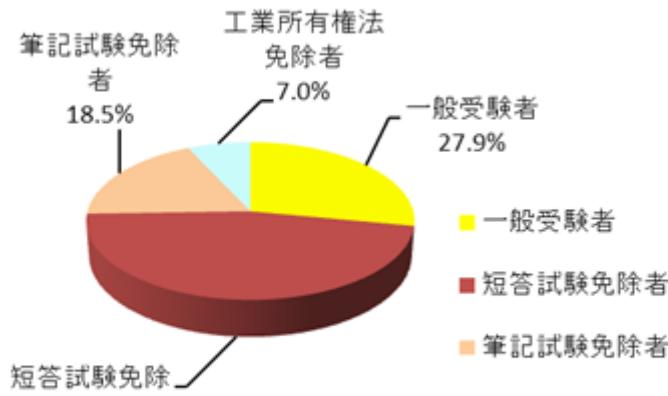
3. 免除規定の原則廃止

- ・試験制度全体を見直すため、免除制度は根本から考え直すべき。若く有為な人材を確保するという目的で、2000年以降、多種多様な免除制度を導入し、弁理士数の急増が図られた。しかしながら、20代の受験者の割合は逆に減少(平成14年→平成25年が、27.1%→16.3%)しており、若い人材には魅力が乏しくなっている。
- ・弁理士数は既に、10,168人(2013年8月31日現在)に達し、2000年規模(約4,500人)の倍以上となっている。これからは、合格者の数より、合格者の質を重視し、能力の高い人材を確保するための試験制度に改善すべき。
- ・これに伴って、免除規定は原則廃止すべき。

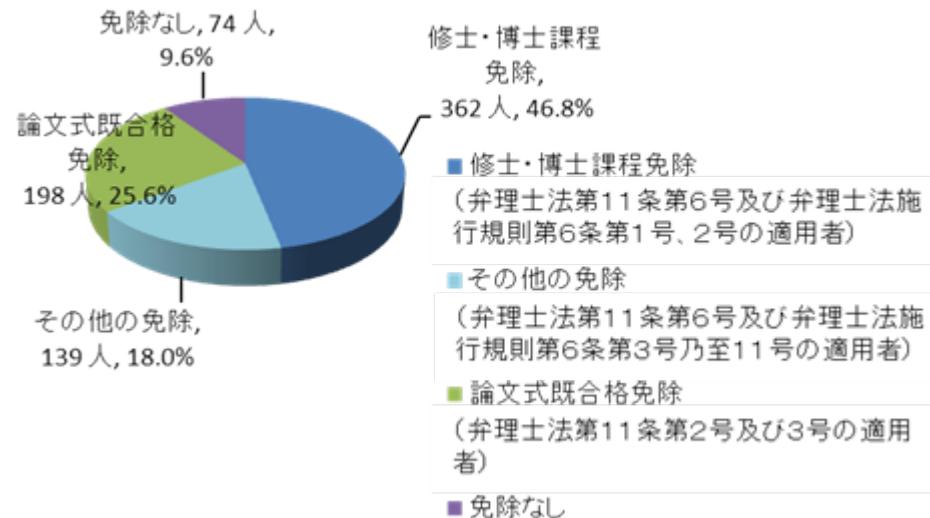
弁理士登録年数の分布



最終合格者の種類別内訳



論文式選択科目免除内訳



(参考) 現状の弁理士試験制度の概要

| 科目 | 問題数・時間 | 免除制度 | |
|-------|--|--|---|
| 短答式試験 | 特許・実用新案、意匠、商標、条約、著作権、不正競争防止 | 60問(3.5時間) | <ul style="list-style-type: none"> ・短答式合格～2年 ・専門職大学院等修了～2年 ・審査・審判5年従事者 |
| 論文式試験 | 必須科目：工業所有権に関する法令 選択科目：技術または法律に関する科目のうち1科目 | 特許(実用新案)：2時間 意匠：1.5時間 商標：1.5時間 選択科目：1.5時間 | <ul style="list-style-type: none"> ・必須科目合格～2年 ・審査・審判5年従事者 ・選択科目合格～永久 ・大学院修了～永久 ・他資格取得者等～永久 |
| 口述試験 | 特許・実用新案、意匠、商標 | 1科目につき2人の試験委員により最大10分程度。 | <ul style="list-style-type: none"> ・審査・審判5年従事者 |

4. 免除規定の見直しの視点

| 法11条 | 免除内容 | 見直しの視点 |
|------|---------------------------------------|---|
| 1号 | 短答式試験合格～2年以内の短答式試験 | <p>口述試験の不合格率が急増している近年の現状(平成21年20.2%, 平成22年27.8%、平成23年28.3%、平成24年31.8%)に鑑みると、真に、短答式及び論文式試験の合格レベルに達している者のみが口述試験を受験できる本来の制度とすべきである。</p> <p>制度改正が頻繁な昨今、最新の法律に疎い合格者が生じるおそれがある。既登録弁理士の継続研修では改正法が必須研修となっていることとのバランスを考えても、最新の改正法の知識を考查すべきである。</p> |
| 2号 | 論文式試験(必須科目)合格～2年以内の論文式試験(必須科目) | <p>上述した通り、口述試験の不合格率が急増している現状に鑑みると、改正法に関する論述力を含め、真に、論文式試験の合格レベルに達している者のみが口述試験を受験できる本来の制度とすべきである。</p> |
| 3号 | 論文式試験(選択科目)合格～論文式試験(選択科目) | <p>一度の合格で永久に免除されるため、最終合格時に選択科目を合格するだけの力が維持されていることの担保がない。</p> |
| 4号 | 大学院課程(特定科目)修了～2年以内の短答式試験 | <p>施行規則5条で規定する程度の学習量(28単位=授業315時間・自習630時間、ただし、短答式試験合格レベルの知識の修得に特化されているわけではない)で、短答式試験合格者と同等の知識を習得できるとは到底考えられない。</p> <p>専門職大学院等は弁理士育成を目的に設立されたものではない。</p> <p>平成18年度の産構審では、「知的財産専門職大学院については、今後その修了者の能力レベルを注視しつつ、カリキュラム等によって十分な能力レベルが担保されていると認定できる大学院のみを対象として、当該大学院を修了した者に対して、弁理士試験の短答式試験における工業所有権法のみを免除する制度を設けることが適切と考えられる。但し、認定された大学院の修了者が十分な実力を保持していないと認められるとときは、その認定を取り消す仕組みを併せて導入することも必要である。」との報告されている。これを踏まえ、実体として十分な能力レベルが担保されているのかどうか、という視点で再検討する必要があるのではないか。</p> |
| 6号 | 有資格者～論文式試験(選択科目) | 受験者が現に専門的知識を有しているのか確認ができない。 |

IV. 弁理士研修制度の見直し(弁理士の資質向上)

1. 研修制度(実務修習・継続研修)の見直しについての基本的考え方

- 国民が国内外において知財を総合的・戦略的に活用するのを支援するため、弁理士が提供する知財専門サービスを国民が安心して享受できるように、弁理士の更なるスキルアップを図る。

(1) 専権業務に係る実務能力の向上

研修制度の見直しについて、ユーザからは、「実務技能に優れた人材を育成する方向性で見直すべき(知財協:31.2%、中小企業22.8%)」*というニーズが高い。日本弁理士会では、平成25年11月から明細書作成に特化した長期研修(弁理士育成塾)を開講する。

(2) 国際化への対応

研修制度の見直しについて、ユーザからは、「企業活動の国際化に対応できる人材を育成する方向性で見直すべき(知財協:34.3%、中小企業23.6%)」*というニーズが高い。日本弁理士会は、引き続き海外の知財制度に関する研修機会の充実を図ると共に、海外の弁理士団体と連携し、海外の知財制度の最新情報を会員へタイムリーに提供する。

(3) 研修の多様性の確保

弁理士が日常業務の中で必要とされるスキルの向上を容易に実現できる研修計画や単位認定条件の制限を改善し、多種多様な研修を提供でき、かつ受講し易い環境を整備する。

*出典:「今後の弁理士制度の在り方に関する調査研究報告書」(平成25年2月、(一財)知的財産研究所)
アンケート調査結果(知財協+中小企業)より

2. 実務修習の見直し

(1) 課目免除制度の見直し又は廃止

現在、実務修習の課程免除を受けている者の割合は約1割であり、免除理由となる実務経験も様々であることから、新人弁理士の実務能力を向上する観点から、全ての修習生に、例外なく全課目を受講させてはどうか。

(2) 多様な講師人材の確保

講師及び指導者には、弁理士としての7年以上の実務経験が要求されている(弁理士法第16条の2 第2項第3号)が、特許庁の審査・審判経験者など、実務修習に適した多様な講師人材を確保するため、例えば、当該経験に「特許庁において審判官又は審査官として審判又は審査の事務に従事した」経験を算入可能としてはどうか。

(3) 実務修習の運用の改善

①未修了者の容認(修了判定基準の適切化)

修習生の起案合格状況(免除者除く)は、起案3回目でほぼ合格率100%に達するが、まれに数名の不合格者がいる場合がある。現在は不合格者を出さないよう配慮しているが、所定の実務能力に到達できない者は、修了させるべきではないのではないか。

②必要単位数の増加、起案演習課目の増加等の検討

実務修習を修了して弁理士登録を行った会員の実務能力レベルと社会が期待する弁理士のレベルとを比較検討し、実務修習のカリキュラム(単位数や演習課目数等)の見直しを行うべきではないか。

③研修期間・時期の弾力化

現在、3月末までに実務修習が終了するよう設定されているが、修習生の71.3%(平成24年度)は4月以降の終了であっても問題ないとしており、実施時期の弾力化を図るべきではないか。

3. 継続研修の見直し

(1) 研修計画の簡素化又は廃止(研修報告のみに一本化)

国内外の制度改正や重要判決など、最新情報をタイムリーに会員へ提供するため、柔軟な研修機会を確保するべきではないか。そのためにも研修計画による事前チェック型から研修報告に重点を置く、事後報告型へシフトすべきではないか。

(2) いわゆる「みなし単位認定」の制限緩和

多種多様な方法で資質の向上を図るため、講師活動(10単位迄)、論文等の執筆(10単位迄)、AIPPI等の認定外部機関による知財研修(30単位迄)の、取得単位制限等を緩和するべきではないか。

(3) 登録後の実務能力の向上

比較的早い時期に弁理士に必要な実務能力を高めるため、例えば、登録5年以内の弁理士を対象に、新人研修等の専権業務に係る基礎的・実務的な研修の充実を図り、受講を奨励すべきではないか。なお、平成25年11月より明細書作成の長期研修を実施する。

(4) OJT等の実習

研修制度の見直しについて、ユーザからは、「実務研修等のOJTを義務付ける(知財協:32.1%、中小企業28.3%)」^{*}というニーズが高い。引き続き、日本弁理士会は、特許事務所へのインターン制度や無料相談などの実習の機会の拡充を図るべきではないか。

*出典:「今後の弁理士制度の在り方に関する調査研究報告書」(平成25年2月、(一財)知的財産研究所)
アンケート調査結果(知財協+中小企業)より

V.弁理士の業務範囲の見直し

1. 基本的な考え方

- 国民が国内外において知財を総合的・戦略的に活用するのを支援するため、弁理士が提供する知財専門サービスを国民が安心して享受できるように、弁理士の業務範囲の見直しを図る。

2. 弁理士の業務範囲の見直しの観点

(1) 総合的・戦略的な知財管理への対応

- ・企業が他社との競争に勝ち抜くため、技術(特許、ノウハウ、育成者権)の保護だけではなく、デザイン(意匠、商品形態)、ブランド(商標)等の知的財産の保護を複合的に求めることが重要となっている。これらの複合的な知的財産権の保護への総合的な関与が求められている。
- ・知的財産の一部について、現に弁理士に業務を依頼していたユーザが、関連する対象について他の知的財産の保護を検討する際、同じ弁理士に相談できるように、ユーザの利便性を改善する必要がある。

(2) 国際化への対応

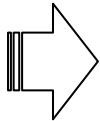
- ・企業の海外での権利取得や権利活用を支援するため、弁理士が日常的に行っている各種の資料作成について、企業側が安心してそのサービスを享受できるように業務範囲の見直しを図る。

(3) 中小企業等への対応

- ・知的財産全般について、相談から権利化、紛争解決までをワンストップサービスできることが求められている。この要請は、特に中小企業から強い。
- ・ユーザーが弁理士に相談するとき、不正競争防止法上の利益に関する相談事案が「技術的なもの」であるのか「非技術的なもの」であるのかを明確に区別し、前者のみを弁理士に依頼するように求めて、切り分けの判断は困難である。ユーザの利便性を改善する必要がある。
- ・見直された標榜業務への弁理士の関与を通じて、埋もれていた知的財産侵害事件が表に出ることとなり、また共同訴訟代理により弁護士との協力関係が増え、結果としてユーザの利益につながる可能性が高い。

3. 総合的・戦略的な知的財産管理の例

情報端末装置の場合



弁理士に期待される業務

権利創設業務

- 特許権
- 実用新案権
- 意匠権
- 商標権

他の法的保護の検討

- 商品形態
- ▲著作権
- ▲ノウハウ
- ▲違法コピー
- ▲誤認惹起行為防止
- ▲信用毀損行為防止

植物の新品種の場合



弁理士に期待される業務

権利創設業務

- 特許権
- 商標権
- ▲育成者権

他の法的保護の検討

- ▲ノウハウ
- ▲誤認惹起行為防止
- ▲信用毀損行為防止

4. ユーザの多様な相談にワンストップで対応できる仕組み作り

- 知的財産基本法上の知的財産のあらゆる相談に弁理士が責任をもって対応できるよう、「知的財産基本法上の知的財産に係る相談」を、弁理士の標榜業務として明記する。

知的財産基本法(抜粋)

(定義)

第2条 この法律で「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの(発見又は解明がされた自然の法則又は現象であつて、産業上の利用可能性があるものを含む。)、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

2 この法律で「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

5. 弁理士法上の業務の制限(特定不正競争の見直し)

- ・弁理士法上導入されている「特定不正競争」という概念はユーザにとって分かりづらく、ユーザが弁理士を活用するうえでの妨げになっている。「弁理士の業務を行うのに必要な法令であつて、経済産業省令で定めるもの」(弁理士法10条1項3号)として、不正競争防止法全般が弁理士試験短答式試験科目となっている。

(参考)特定不正競争

| 弁理士法 | 関連手続等 | 業務内容 | 特許 | 実用新案 | 意匠 | 商標 | 国際出願 | 国際登録出願(商標) | 回路配置(回路配置利用権) | 育成者権 | 著作物(著作権・著作隣接権) | 知財に関する不正競争 |
|------|------------------------------|--------------------------|----|------|----|----|------|------------|---------------|------|----------------|------------|
| 4条1項 | 特許庁及び大臣への手続 | 手続代理、鑑定、その他の事務 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | × | — |
| 4条2項 | 関税法に係る輸出入差止の手続 | 輸出入差止の認定手続 | ○ | ○ | ○ | ○ | — | — | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 輸出入差止の申立手続 | ○ | ○ | ○ | ○ | — | — | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 指定団体での裁判外紛争解決手続 | 手続代理 | ○ | ○ | ○ | ○ | — | — | ○ | × | ○ | △ |
| 4条3項 | 技術上の秘密の売買契約、通常実施権許諾契約、その他の契約 | 契約締結に関する相談、媒介、代理 | ○ | ○ | ○ | ○ | — | — | ○ | × | ○ | △ |
| | | 外国の行政官庁、準ずる機関に対する手続の資料作成 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | × | × |
| 5条 | 知的財産侵害訴訟 | 補佐人として陳述、尋問 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | △ |
| 6条 | 審決取消訴訟 | 訴訟代理 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | — | — | — | — |
| 6条の2 | 特定侵害訴訟 | 共同訴訟代理 | ○ | ○ | ○ | ○ | — | — | ○ | × | × | △ |

○ 法定業務(専権業務)、○法定業務、△特定業務のみ法定業務、×法定外業務、—該当業務なし

次のスライド2枚参照

(参考)現行法における特定不正競争と制限(◎は全部、 ○は一部)

| 不競法2条1項 | 行為 | 特定不正競争 | 制限 |
|----------|------------------------------|--------|------------------------|
| 1号～3号 | 周知表示混同惹起行為等 | ◎ | |
| 4号～9号 | 営業秘密 | ○ | 技術上の秘密関連に限る |
| 10号, 11号 | デジタルコンテンツの技術的制限手段を妨げる装置等の譲渡等 | × | |
| 12号 | ドメイン名の不正取得・保有・使用行為 | ◎ | |
| 13号 | 誤認惹起行為 | ○ | 商標関連に限る |
| 14号 | 信用毀損行為 | ○ | 特・実・意・商・回路・技術上の秘密関連に限る |
| 15号 | 代理人等による商標に関する権利の無断使用等 | ◎ | |

| 不競法 | 見直し | 理由 |
|---------|-------------------------|--|
| 4号～9号 | 意匠・商標に関するものも加える。 | 「営業秘密」には、技術上の秘密以外に、未発表の意匠や商標が現実に存在する。 |
| 10号、11号 | 技術的制限手段回避関連規制を加える。 | <ul style="list-style-type: none"> ・技術的要素が強く、多くの特許出願がされ、多くの特許権が成立している。これらの特許権については、無効審判やライセンス契約が行われることもあり、当事者が対立する構図を生じることから、不正競争防止法に基づく訴訟と同時に進行することもある。 ・弁理士は、不正競争防止法第2条2条1項第10号又は第11号に規定する技術的制限手段に関して、実際に輸入差止等の代理をしているだけでなく(関税法69条の3、69条の12)、税関の専門委員や経済産業省における不正競争防止法調査員として活動している。 |
| 13号 | 特許、実用新案、意匠に関するものを加える。 | 「原産地等誤認惹起行為」が、現実に、具体的な材料、製造方法等、技術や特許の内容等に関連することもある。 |
| 14号 | 形態模倣・技術的制限手段に関するものを加える。 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定不正競争に含まれる形態模倣の反訴として位置づけられる14号の競争者営業誹謗行為に形態模倣が含まれないのは、ユーザにとって不便である。 ・技術的制限手段の無効化手段(不競法2条1項10号及び11号)に対する競争者営業誹謗行為についても弁理士が対応できないと、対応に手間取りユーザに不便をきたす。 |

6. 単独訴訟代理について

(1) 特定侵害訴訟代理業務試験

- 平成15年度から実施(10年が経過)
- 特定侵害訴訟代理の付記を受けた弁理士

全弁理士数10,168人の内2,876人(28.3%) (平成25年8月31日現在)

(2) 弁理士法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

・参議院経済産業委員会(平成19年4月10日)

特定侵害訴訟代理制度における弁理士の受任等のあり方を含めた弁理士の積極的活用について、訴訟代理の状況や利用者のニーズを踏まえつつ、引き続き検討すること。また、弁理士の一人法人制度の導入その他の残された課題を含め、弁理士制度の在り方について、知的財産をめぐる国内外の動向や利用者のニーズ等を踏まえ、幅広い観点から更に検討を行うこと。

・衆議院経済産業委員会(平成19年6月8日)

特定侵害訴訟代理制度における弁理士の受任等の在り方を含めた弁理士の積極的活用については、訴訟代理の状況や利用者のニーズを踏まえつつ、引き続き検討を進めること。

VI. 秘匿特権の明確化

1. 背景

- 我が国企業がグローバル化して海外における活動が増えるにつれ、諸外国における知財訴訟に巻き込まれることが多くなる。
- その際、弁理士と依頼者（企業）との間で交わした文書及び弁理士が作成した文書を、依頼者が所持していた場合、諸外国の裁判においては当該文書の提出（開示）が求められることがある。
- 我が国国内において、当該文書が提出（開示）を免除されることを保証する明確な根拠規定がないと、依頼者は裁判所に提出を拒否できない。

2. 秘匿特権とは

- いわゆる「秘匿特権」とは、裁判において「特定の文書の提出を拒否できる顧客の権利」である。
- 依頼者（企業等）と代理人（弁理士）間の秘匿特権（Attorney-Client Privilege）は、米国等のコモンローの国の訴訟において、相手方の証拠開示を求めるディスカバリー制度の対抗手段として、弁理士や弁護士の依頼者である企業等に認められている権利である。これは代理人である弁理士や弁護士の権利ではない。

3. 秘匿特権の必要性

- 秘匿特権が認められている国々においては、その国の企業等の依頼者は、代理人と完全で率直な法律的コミュニケーションを図り、充分なアドバイスを得ることが可能である。
- 一方、我が国では、文書の所持者に秘匿特権が及ぶことは明記されていない。
- 例えば、日本企業が米国等のコモンローの国における知的財産権紛争に巻きこまれた際には、日本企業は日本弁理士と相談した法律的事項や鑑定等の文書を、当該国の裁判所に一方的に提出を求められ開示せざるを得ないという不利な取扱いを受ける可能性がある。このことは、特に中小企業にとって深刻な問題となるおそれがある。
- 諸外国において秘匿特権が適用されるか否かは、国際礼讓（comity）の観点から判断されるため、日本の弁理士法等の規定において秘匿特権を明記することにより、国際進出を図る我が国企業を保護すべきである。

VII.一人法人の設立(必要性)

- 平成12年改正弁理士法において特許業務法人制度を導入された。しかし、一人法人制度は、平成12年、19年改正においても導入が見送られた。平成19年参議院経済産業委員会附帯決議では、「弁理士の一人法人制度の導入その他の残された課題を含め、弁理士制度の在り方について、知的財産をめぐる国内外の動向や利用者のニーズ等を踏まえ、幅広い観点から更に検討を行うこと。」との決議がなされている。
- 弁理士が一人だけの個人事務所にあっては、個人資産と事務所資産とが混在しているのが実情である。当該弁理士が死亡、登録抹消したときは、業務を引き継ぐ弁理士と死亡又は登録抹消した弁理士の親族との間で、トラブルが生じるおそれがあり、依頼者の利益を損ねるおそれがある。そこで、一人法人制度を導入し、個人資産と事務所資産とを予め分離することにより、業務の円滑な引き継ぎを可能とし、依頼者の利益保護を図るべきである。
- 一人法人制度の導入により、個人事務所から一人法人を経由することによって複数の社員を擁する特許業務法人への事業の合併が容易になる環境が整う。
 (参考)資格者人口に占める一人事務所の所属者数の割合を比較すると、弁護士は平成14年に45%だったものが平成24年に26%に減少している。一方弁理士は平成14年に40%だったものが平成24年に29%に移行している。
 同様に全事務所数に占める一人事務所の数の割合を比較すると、弁護士は平成14年に76%だったものが平成24年に61%に減少しているが、弁理士は平成14年に72%だったものが平成24年に68%とほぼ横ばいである。
- 弁理士向けアンケートにおいても、一人法人が認められれば法人化を検討してみたいという回答が、経営者1人、勤務者1人以上の事務所で31.3%、経営者1人、勤務者0人の事務所で26.9%存在する。※
- 弁護士法人には一人法人制度が認められている。ただし一人法人数243法人に対し、所属弁護士が一人のみの法人数は106法人(43.6%)である。(出典:弁護士白書2012年版、日本弁護士連合会)

*出典:「今後の弁理士制度の在り方に関する調査研究報告書」(平成25年2月、(一財)知的財産研究所
アンケート調査結果(弁理士向け)より分析

VIII. 利益相反の見直し

1. 改正の必要性

- ・現行弁理士法第31条第6号及び7号(並びに第48条第3項第5号、第6号)は、各弁理士が関与した事件の範囲とは無関係に、法人単位で利益相反の範囲を規定している。
- ・同条同号の規定は、利益相反の範囲が必要以上に広く、特許業務法人の設立を躊躇する原因にもなっている。
- ・利益相反を規定する弁護士法第25条第7号及び第8号にも同様の規定があるが、この規定は、「自らこれに関与したもの」に限定されている。

2. 改正案

- ・弁理士法第31条第6号及び7号並びに同第48条第3項第5号及び6号の事件を、「自らこれに関与したもの」に限定すべきである。

(改正条文案)

第31条第6号及び第7号

六 社員又は使用人である弁理士として特許業務法人の業務に従事していた期間内に、その特許業務法人が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であって、自らこれに関与したもの

七 社員又は使用人である弁理士として特許業務法人の業務に従事していた期間内に、その特許業務法人が相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるものであって、自らこれに関与したもの

第48条第3項第5号及び第6号

五 社員等が当該特許業務法人の社員等となる前に他の特許業務法人の社員等としてその業務に従事していた期間内に、その特許業務法人が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であって、自らこれに関与したもの

六 社員等が当該特許業務法人の社員等となる前に他の特許業務法人の社員等としてその業務に従事していた期間内に、その特許業務法人が相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるものであって、自らこれに関与したもの

IX. 弁理士会自治の一部拡充

■ 弁理士や日本弁理士会が、弁理士の社会的役割を自覚し、社会からの期待に応えるべく、自らの取り組みを今まで以上に積極的に強化・拡充することが不可欠である。特に、日本弁理士会が自らの意思で多様な活動を迅速に実施するため、日本弁理士会の自治の拡充を図ることが重要である。

1. 会則変更にかかる大臣認可について

- ・ 会則中の重要事項に大臣の認可権限がかかっているのであれば、総会決議取消権を二重に課すことは監督の行き過ぎではないか。
- ・ 弁理士自治の拡充に向けて、総会決議取消権を廃止すべきではないか。

2. 大臣の役員解任権限について

- ・ 弁理士制度創設から110年以上を経て、かつ、弁理士会設立から90年を経た現在、日本弁理士会の自主性を拡充すべき。
- ・ 弁理士自治の拡充に向けて、経済産業大臣の役員解任権を廃止すべきではないか。

3. 継続研修の実施計画の承認について

- ・ 継続研修の対象の拡大を図り、より継続研修を実効あらしめるためには、研修計画の柔軟性を確保する必要がある。
- ・ 事前の研修計画の大蔵承認を不要とするか、又は、研修実施計画の追加・変更を容易にできるようにすべきではないか。

X. 非弁行為への対応

1. 非弁行為の取締りの現状

- ・非弁理士が依頼者の求めに応じて、代理人として、弁理士業務を行っている実態がある。

| 年度 | 弁護士・弁理士以外が代理 | 警告書発送数 |
|------|--------------|-------------|
| 2006 | 98件 | 8件 |
| 2007 | 158件 | 38件 |
| 2008 | 130件 | 9件 |
| 2009 | 135件 | 14件 |
| 2010 | 107件 | 5件 |
| 2011 | 144件 | 7件 |
| 2012 | 140件 | 10件 |
| 合計 | 912件 | 91件 (10.0%) |

※ 弁護士または弁理士以外の個人が、代理人として、当該年度に1件以上の商標登録出願を行った件数、並びに、非弁行為の疑いで日本弁理士会が警告書を発送した件数

2. 他士業法における報酬規定

(1)「他人の求めに応じ報酬を得て」に対応する文言を有しない他士業法

- ・司法書士法第73条(非司法書士等の取締り)
- ・税理士法第52条(税理士業務の制限)
- ・土地家屋調査士法第68条(非調査士等の取締り)

(2)「報酬を得る目的で」に対応する文言を有する他士業法

- ・弁護士法第72条「報酬を得る目的で」

(3)「他人の求めに応じ報酬を得て」に対応する文言を有する他士業法

- ・公認会計士法第47条の2「他人の求めに応じ報酬を得て」
- ・社会保険労務士法第27条「他人の求めに応じ報酬を得て」
- ・行政書士法第1条の2, 第1条の3「他人の依頼を受け報酬を得て」

(1)「日本再興戦略」(平成25年6月14日)より抜粋

- 「6.中小企業・小規模事業者の革新」(52頁～56頁)

→2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やすこと。

→今後5年間で新たに1万社の海外展開を実現することを目指し、国、地方公共団体に加え、中小企業・小規模事業者を身近に支える士業、中小企業・小規模事業者関係団体、地域金融機関などの支援機関が一体となって、地域のリソースの活用・結集・ブランド化、中小企業・小規模事業者の新陳代謝の促進及び国内外のフロンティアへの取組促進を進める。

→現場の中小企業・小規模事業者の目線に立って、「最も分かりやすい」中小企業・小規模事業者向けの施策を目指す。

→海外現地支援プラットフォームの整備「法務・労務・知財問題等のサービス支援や万一の縮小撤退等のトラブルにも深掘りして対応する」

- 「三.国際展開戦略」(87頁～94頁)

→「②潜在力ある中堅・中小企業等に対する重点的支援」中の「○海外現地における「海外ワンストップ窓口」の創設」

・中堅・中小企業等及びサービス企業が現地で直面する法務・労務・知財問題等に対して、相談対応を行うとともに、信頼できる弁護士事務所等の専門組織の紹介を行う「ワンストップ窓口」を本年夏までに10箇所設置し、適宜拡充していく。

(2)「知的財産政策に関する基本方針」(平成25年6月7日)の4つの柱

- 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築
- 中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援
- デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備
- コンテンツを中心としたソフトパワーの強化

(3)「知的財産推進計画2013」(平成25年6月25日)より抜粋

(在外における現地サポート体制の強化)

- 市場としての重要性がますます高くなるアジア新興国に関しては、各国の知的財産制度の運用の改善の働きかけ、模倣品被害の実態把握に努めるとともに、現地での知財エンフォースメント支援や日本ブランド推進関連支援を一層充実させるため、弁理士や企業OBなどの活用も視野に入れ、大使館やジェトロなどの在外における支援の体制や取組の強化を図る。(短期・中期)(経済産業省、外務省)

(弁理士制度の見直し)

- 中小企業の知財活動を総合的に支援する能力の確保やグローバル対応能力の確保の観点から、弁理士の資質のより一層の向上を図るため、弁理士試験制度や研修制度を含む弁理士制度の見直しを行う。(短期)(経済産業省)

(中小・ベンチャー企業の総合的支援体制の充実)

- 知財総合支援窓口において、弁理士、弁護士、企業OBを含む専門家、海外知的財産プロデューサーを一層活用し、アジアを含む海外知財情報を提供できる体制を整備する。(短期)(経済産業省)

(知財人財によるコンサルティングを促進するための環境整備)

- 中小・ベンチャー企業の知財マネジメントを経営の視点も含め総合的に支援するためのネットワークを構築すべく、研修の場などを通じて、弁理士と中小企業診断士との連携を強化する。(短期・中期)(経済産業省)

(4)自由民主党「知的財産戦略調査会の10の提言」(平成25年4月23日)より抜粋

○「1.グローバルな知財システムの構築と海外展開を国家戦略として支援」

→「中国、韓国等の知的財産新興国における日本の進出企業の知的財産の保護・確保による海外展開を国家戦略として支援する」

○「4.中小企業等の知財活動支援の抜本的拡充」

→「特許出願に係る費用の軽減、相談体制の充実、海外事業展開の支援等を通じて、わが国産業競争力の源泉である中小企業への総合的な知財支援体制等を構築する」

○「5.产学研官連携による知的財産権の創造、利用の促進」

→「大学等で眠っている未利用の特許権等について、TLO(技術移転機関)や国の出先機関等が行う中小企業とのマッチング事業を通じ、その効果的利用を促進する」

ご清聴ありがとうございました。